

岩手県告示第468号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 上閉伊郡大槌町大槌地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年8月26日から令和7年2月14日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量及び数値図化